

「推薦を受けて理事・監事候補となることを希望される組合員さんへ」

今年6月25日の総代会において、第27期（2024年度・2025年度）の役員（理事・監事）の選任を行います。理事会は、総代会議案として理事・監事候補者の入った役員選任議案を提案しますが、それに先立って、「役員選任規約」に基づいて、推薦を受けることを希望する組合員さんからの申出を受け付けます。

（1）受け付ける役員の区分について

- ①ブロック理事 ～生協の事業と運営にかかわる非常勤の理事で、ブロック内の組合員活動や会議の援助を行い、ブロック内の組合員の声を理事会の審議議決に反映させる理事。
- ②全域組合員理事 ～生協の事業と運営にかかわる非常勤の理事で、全県を単位とする組合員活動や会議の援助を行い、組合員の声を、理事会の審議議決に反映させる理事。
- ③監事 ～生協の財産及び理事の業務執行の状況を監査する役員。

（2）申出方法と受付期間

- ・推薦を受けることを希望される組合員さんは、事務局（機関運営部・坂本健一、0985-32-1234）まで、電話でご連絡ください。折り返し申込書を送付します。
- ・受付期間は4月1日午前9時から4月12日午後5時までとし、事務局に申込書が届いたものについて受け付けます。

（3）理事・監事候補者の決定について

- ・理事・監事候補者は5月理事会で決定し、選任議案をつくります。理事会は、組合員さんのく

らしに役立つ安定した事業経営を継続するため、次期役員選出の責任があります。よって、理事会として、理事・監事候補予定者の準備をあらかじめすすめます。

- ・ブロック理事区分は、4月のブロック理事推薦委員会で、申出のあった組合員さんも含めて検討し候補者の推薦を決めます。5月の理事会ではそれを尊重して、各ブロック1人の候補者を決定します。
- ・全域組合員理事区分は、申出のあった組合員さんも含めて検討し、5月理事会で定数内の候補者を決定します。
- ・監事区分は、申出のあった組合員さんも含めて検討し、監事の過半数の同意を得て5月理事会で定数内の候補者を決定します。

（4）その他

- ・理事・監事の選任について定めている「役員選任規約」及び区分ごとの定数については、事務局へお問い合わせください。
- ・有識者・経験者理事区分及び常勤理事区分については、推薦の受付はしていません。